

昭和五十三年一月十三日受領
答 弁 第 五 号

(質問の 五)

内閣衆質八四第五号

昭和五十三年一月十三日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出国立琉球大学医学部の設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出国立琉球大学医学部の設置に関する質問に対する答弁書

一について

琉球大学医学部の用地については、他の新設国立医科大学(医学部)の場合と同様、同医学部の設置が認められた後において、国が取得することが適当であると認められるものについて、他の国有財産との交換若しくは購入により取得することを検討することとしている。なお、その際の取得価格については、沖縄県と十分協議することとしたい。

二について

琉球大学医学部は、創設準備中であり、同医学部の設置が認められる以前の段階において、沖縄県により行われている同医学部の用地取得に要する金利負担の利子補給をすることは考え

ていない。このことは、他の新設国立医科大学(医学部)の用地についても同様の取扱いをしてきたところである。

右答弁する。